

意見書第一号

独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続を求める意見書
独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続を求める意見書を別紙のとおり地方自治法第九十九条の規定により提出する。

令和六年三月十九日提出

同 同 同 同 同 同 同
提出者 川越市議會議員
賛成者 同
田 今 池 条 松 伊 小 加 川
畑 野 浜 本 藤 林 藤 口 知 子
たき子 英 あけみ 真 み き 範 みなこ
子 子 子 子 子 子

独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続を求める意見書（案）

独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）は、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、女性教育の振興を図り、もつて男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする機関である。

設置から四十七年目を迎える国立女性教育会館は、自然環境に恵まれた嵐山町の地で、文化芸術、スポーツ、青少年育成、国際交流等多くの人に研修・人事交流・調査研究・情報支援の場として親しまれてきた施設である。

また、平成二十九年には、インフラ長寿命化計画が策定され、これまで六年間で総額約十五億円を投じて、計画的に維持・管理が行われている。

世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数において我が国は、百四十六カ国中百五位であり、各国が格差解消のための取り組みを加速させる中、日本は後れをとっている状況にある。

こうした中、我が国における男女共同参画社会の形成促進を目的として、内閣府の下に「独立行政法人国立女性教育会館（N W E C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」が令和四年十二月に設置され、令和五年四月に報告書が取りまとめられた。この報告書では、国立女性教育会館について、男女共同参画基本計画に定める施策全般を推進する「ナショナルセンター」としての役割を拡充するとともに、全国三百五十五の男女共同参画センターの「センター・オブ・センターズ」としての機能を強力に發揮すること、また、人材育成・職員の専門性向上や関係機関等とのネットワーク構築と連携強化、男女共同参画に関する政策立案機能の強化が示されている。

しかし、昨年、関係府省から嵐山町に對して、現行施設を閉鎖し、機能を移転する方針などが伝えられたと報道があつた。

ワーキング・グループの報告書では、研修棟や宿泊棟の在り方について今後検討が必要とされたが、移転については示されておらず、存続を求める声が高まっている。

よつて、国においては、国立女性教育会館について、現在地において存続することを強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年三月十九日

川越市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

宛て